

広島県告示第九十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営東海田住宅、県営海田住宅、県営海田月見住宅、県営熊野住宅、県営西熊野住宅、県営坂住宅、県営第二平成ケ浜住宅及び県営第三平成ケ浜住宅並びに県営東海田住宅駐車場、県営海田住宅駐車場、県営海田月見住宅駐車場、県営熊野住宅駐車場、県営西熊野住宅駐車場、県営坂住宅駐車場、県営第二平成ケ浜住宅駐車場及び県営第三平成ケ浜住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者	名称及び代表者氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	管理の期間
	広島県ビルメンテナン ス協同組合 代表理事 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番二号	平成二六年二月二六 日	平成二七年四月一日 ～平成三二年三月三 一日